

第3次 八頭町農業ビジョン



鳥取県八頭町
令和8年3月

目次

	頁
第1章 八頭町の農業の現状	
1. 地理的条件	1
2. 気象条件	1
3. 農業の概要	2
(1) 販売農家数・経営耕地面積・主副業別農業経営体数の推移	2
(2) 年齢別基幹的農業従事者数の推移	2
(3) 経営耕地面積規模別農家数の推移	3
(4) 農地流動化状況の推移	3
(5) 水稻品種別作付面積の推移	3
(6) 梨の品種別出荷量の推移	4
(7) 柿の品種別出荷量の推移	4
(8) 農産物販売金額規模別経営体数の推移	5
(9) 農業産出額(推計)の推移	5
第2章 八頭町農業ビジョン(第3次)	
1. 八頭町農業ビジョン(第2次)の総括	6
2. 八頭町農業ビジョン(第3次)の計画策定の趣旨	6
3. 計画への取組体制	6
4. 計画の対象期間	6
5. 農業振興施策	7
(1) 意欲のある新規就農者や認定農業者を支援し、持続可能な力強い農業を目指す	7
(2) 担い手の育成・確保を支援する	7
(3) 水田営農の組織化を図り、継続的な発展を目指す	7
(4) 新技術の活用・導入によるスマート農業を支援する	8
(5) 環境にやさしい農業を支援する	8
(6) 有機農業を推進する	8
(7) 果樹の就農研修を推進する	8
(8) 果樹園整備を支援し、生産拡大を図る	8
(9) 園芸品目の振興を図る	8
(10) 農業の生産額拡大や地域活性化を図る	8
(11) 6次産業化への取組を支援する	8
(12) 農地維持管理活動等を推進し、遊休農地の解消を支援する	8
(13) 農地の基盤整備を支援する	8
(14) 野生鳥獣から農地を守る取組を支援する	8
(15) 畜産農家の生産拡大等の取組を支援する	9
(16) 定年帰農者の地域農業への参加を支援する	9
(17) 農地利用の適正化を推進する	9
<別表1>国・県の主要な補助事業一覧	9
6. 重点取組	11
(1) 水田営農振興	11
ア. 有機農業・米のブランド化と基盤整備等の取組	11
イ. 野菜の生産性向上に向けての取組	11
(2) 果樹振興	12
ア. 技術の伝承に向けての取組	12
イ. 圃場の継承に向けての取組	12
(3) 共通	12
ア. 農地利用の効率化への取組	12
イ. 環境負荷の少ない農業への取組	12
<別表2>主な事業プラン	13
(4) 農業振興対策のフロー図	13
(5) 対策の実施体制	14

第1章 八頭町の農業の現状

1. 地理的条件

八頭町は、鳥取県の東南部に位置し、東は若桜町、北及び西は鳥取市、南は智頭町に接しており、町面積は、鳥取県内19自治体の中で6番目に大きく206.71km²、周囲には扇ノ山など1,000mを超える山々に囲まれており、これらを源流とする大小多数の河川が合流して八東川となり、千代川を経て日本海に注いでいます。これらの河川の流域に集落が形成され、地形を活かして古くから農林業が盛んに行われています。

2. 気象条件

過去5年間の年間平均気温が16.2℃、年間日照時間は1,803時間、年間降水量は1,985mmであり、中国山地の影響により台風などによる被害は比較的少ない。季節によって寒暖の差が大きく、冬期には、数十センチの積雪となる地域もあります。

平均気温(4月～11月) (単位:℃)

年/月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	年平均
R2	11.6	18.7	23.3	24.6	29.3	23.9	16.8	13.0	15.9
R3	13.4	18.3	22.6	26.9	26.8	23.8	18.3	12.1	15.9
R4	14.4	18.5	23.7	27.5	28.1	24.3	16.8	13.7	15.7
R5	14.3	18.6	22.9	28.1	30.0	25.6	17.4	13.2	16.6
R6	15.9	18.4	23.3	28.1	29.0	27.2	19.6	12.9	16.9
R7	13.8	18.3	24.3	29.6	28.9	25.8	19.1	12.2	16.4

※数値は鳥取市

(鳥取地方気象台)

日照時間(4月～11月) (単位:h)

年/月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	年合計
R2	190.9	208.8	194.0	63.6	264.0	131.5	143.9	125.3	1726.8
R3	215.0	164.4	154.0	188.6	128.5	124.4	175.9	148.0	1785.5
R4	209.4	230.7	214.4	153.4	172.3	133.8	146.6	151.9	1793.1
R5	189.3	203.9	149.7	220.9	252.8	125.4	185.1	148.8	1936.3
R6	175.2	225.5	170.7	173.6	236.2	212.7	128.0	112.7	1775.9
R7	184.6	200.4	185.5	323.0	239.2	125.1	122.4	148.2	1959.3

※数値は鳥取市

(鳥取地方気象台)

降水量(4月～11月) (単位:mm)

年/月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	年合計
R2	219.5	74.5	288.0	272.5	8.5	261.5	111.0	114.5	2,096.0
R3	104.5	146.0	125.5	380.0	388.5	126.0	135.0	116.0	2,188.0
R4	129.5	48.0	87.5	239.5	127.0	179.0	108.0	78.0	1,534.5
R5	205.0	222.0	206.0	256.0	266.0	133.5	101.5	166.0	2,058.5
R6	168.0	127.5	170.5	280.0	73.5	22.0	223.0	234.5	2,049.0
R7	58.0	96.5	173.0	16.0	144.0	185.5	168.0	102.5	1,668.0

※数値は鳥取市

(鳥取地方気象台)

3. 農業の概要

八頭町は、全域が中山間地域に属し、多くの集落が存在しており、古くから農林業を主たる産業として、稲作を中心に梨、柿などの果樹栽培も行われるなど、集落ごとのまとまりをもって地域が維持されてきました。

(1) 販売農家数・経営耕地面積・主副業別農業経営体数の推移

販売農家数は、令和7年で655戸であり、経営耕地面積と共に減少傾向が続いています。

このうち主業経営体と準主業経営体は、137戸で20.9%、副業的経営体は、518戸で79.1%であり、どちらも減少が続いています。

経営体の減少要因として、農業従事者の高齢化、担い手不足などがあげられます。

販売農家数・経営耕地面積・主副業別農業経営体数の推移

区分	総世帯数	販売農家数	経営耕地面積	主業経営体	準主業経営体	副業的経営体
H17	5,469戸	1,673戸	1,457ha	184戸	452戸	1,037戸
H22	5,454戸	1,486戸	1,419ha	173戸	463戸	850戸
H27	5,356戸	1,116戸	1,420ha	133戸	283戸	700戸
R2	5,326戸	866戸	1,294ha	86戸	137戸	643戸
R7	-	655戸	1,217ha	55戸	82戸	518戸

(国勢調査、農林業センサス)

※主業経営体数は、農業所得が主で自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体。準主業経営体は、農外所得が主で、自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体。副業的経営体は、自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体。R7は概数値。

(2) 年齢別基幹的農業従事者数の推移

基幹的農業従事者数は、令和7年で763人であり、減少傾向にあります。平成27年と比較すると783人、50.6%減少しています。

男女比率は、令和7年で男60.9%、女39.1%であり、男性の比率が高くなっています。年齢別の構成では、70歳以上の占める割合が最も高く、60歳以上の農家で全体の9割を占めています。また、どの年齢も減少傾向にあります。平成27年と比較すると令和7年は、60～69歳の割合が最も減少(70.9%)となっています。

後継者の確保や新規就農者の育成などが重要な課題となっています。

年齢別基幹的農業従事者数の推移

(単位:人)

区分	総計	男	女	15 ~ 19	20 ~ 29	30 ~ 39	40 ~ 49	50 ~ 59	60 ~ 69	70歳以上
H17	1,945	909 (46.7%)	1,036 (53.3%)	0 (0.0%)	14 (0.7%)	11 (0.6%)	52 (2.7%)	226 (11.6%)	600 (30.8%)	1,042 (53.6%)
H22	1,946	963 (49.5%)	983 (50.5%)	0 (0.0%)	8 (0.4%)	18 (0.9%)	28 (1.4%)	176 (9.0%)	544 (28.0%)	1,172 (60.2%)
H27	1,546	786 (50.8%)	760 (49.2%)	0 (0.0%)	5 (0.3%)	26 (1.7%)	21 (1.4%)	85 (5.5%)	530 (34.3%)	879 (56.9%)
R2	1,068	586 (54.9%)	482 (45.1%)	0 (0.0%)	4 (0.4%)	15 (1.4%)	26 (2.4%)	43 (4.0%)	299 (28.0%)	681 (63.8%)
R7	763	465 (60.9%)	298 (39.1%)	0 (0.0%)	5 (0.7%)	16 (2.1%)	28 (3.7%)	31 (4.1%)	154 (20.2%)	529 (69.3%)

※割合は小数点2位を四捨五入しており、合計数値が100%にならないこともあります。R7は概数値。

(農林業センサス)

※基幹的農業従事者数は、ふだん仕事として主に自営農業に従事した者。

(3) 経営耕地面積規模別農家数の推移

経営規模別に農家数の推移をみると、0.3～3.0ha未満の規模の農家数は減少傾向にあり、経営規模で最も多いのは、0.5～1.0haとなっています。また、令和7年における1.0ha以上の規模の農家数は153戸で22.1%となっています。

経営耕地面積規模別農家数の推移 (単位:戸)

区分	経営耕地面積規模									
	合計	0.3ha 未満	0.3～ 0.5	0.5～ 1.0	1.0～ 1.5	1.5～ 3.0	3.0～ 10.0	10.0～ 20.0	20.0～ 50.0	50.0ha 以上
H22	1,533	60 (3.9%)	397 (25.9%)	766 (50.0%)	212 (13.8%)	73 (4.8%)	19 (1.2%)	1 (0.1%)	3 (0.2%)	2 (0.1%)
H27	1,157	43 (3.7%)	333 (28.8%)	542 (46.8%)	148 (12.8%)	70 (6.1%)	15 (1.3%)	1 (0.1%)	2 (0.2%)	3 (0.3%)
R2	901	52 (5.8%)	268 (29.7%)	401 (44.5%)	102 (11.3%)	50 (5.5%)	21 (2.3%)	1 (0.1%)	3 (0.3%)	3 (0.3%)
R7	691	61 (8.8%)	202 (29.2%)	275 (39.8%)	77 (11.1%)	47 (6.8%)	20 (2.9%)	2 (0.3%)	4 (0.6%)	3 (0.4%)

※割合は小数点2位を四捨五入しており、合計数値が100%にならないこともあります。R7は概数値。

(農林業センサス)

(4) 農地流動化状況の推移

基盤法による賃借権設定は、農地中間管理事業による長期間の担い手への農地集積が進んでいることから、件数・面積が減少しています。条件不利地など生産性の低い農地については、農家の高齢化や後継者不足などで、遊休農地の発生が危惧されます。

農地流動化状況の推移

(単位:ha)

区分	農業経営基盤強化促進法				中間管理事業				合計	
	賃借権		使用賃借権		賃借権		使用賃借権			
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
R2	136	22.9	100	14.1	1,216	183.3	45	6.8	1,497	227.1
R3	74	12.9	73	9.6	508	92.8	196	19.7	851	135.0
R4	88	13.6	63	8.9	821	142.4	67	7.9	1,039	172.8
R5	67	11.6	20	2.6	794	135.4	92	10.5	973	160.1
R6	0	0.0	0	0.0	2,727	397.5	246	32.3	2,973	429.8

(八頭町農業委員会)

(5) 水稻品種別作付面積の推移

主食用米を品種別にみると早生品種の「コシヒカリ」と、県の奨励品種に指定されている中生品種の「きぬむすめ」の作付けが多く、「ひとめぼれ」が減少しています。平成30年度に推奨品種に採用された鳥取県オリジナル新品種の「星空舞」の作付けが増加し続けています。また、飼料用米等の非主食用米による作付け調整が行われています。全体では農家戸数と面積が減少傾向にあります。

水稻品種別作付面積の推移

(単位:面積a)

品種	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	戸数	面積								
ひとめぼれ	507	20,334	449	18,062	410	16,600	359	14,637	347	14,425
コシヒカリ	343	29,050	344	29,078	329	28,916	311	28,424	297	28,774
きぬむすめ	307	18,530	274	17,346	246	17,019	219	17,480	207	18,067
星空舞	132	7,129	154	9,422	163	10,494	188	12,056	204	12,414
酒米	13	5,120	11	3,795	10	4,403	8	4,933	1	4,614
主食用米合計	1,444	84,943	1,368	82,030	1,281	81,223	1,204	81,378	1,179	82,615
WCS用稲	-	2,095	-	2,354	-	2,072	-	2,029	-	1,866
飼料用米	-	8,616	-	8,840	-	8,108	-	7,942	-	7,634
非主食用米合計	-	11,523	-	13,810	-	13,239	-	11,972	-	11,506
総合計	-	96,466	-	95,840	-	94,462	-	93,350	-	94,121

(八頭町産業観光課)

(6) 梨の品種別栽培面積の推移

鳥取県オリジナルブランド梨の「新甘泉」の栽培面積が増加し続けています。これまで主流だった「二十世紀」の戸数と面積を抜いて最も多く栽培されており、「新甘泉」は生産量日本一の「二十世紀」とともに鳥取ブランド梨として期待されています。しかし、梨全体の生産者数は、高齢化による担い手不足などの理由から減少傾向にあり、合わせて栽培面積も減少傾向にあります。

梨の品種別栽培面積の推移

(単位:面積a)

品種	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	戸数	面積								
二十世紀	79	1,345	71	1,198	66	1,107	66	1,089	65	1,022
新興	41	303	38	274	34	244	28	182	28	178
豊水	23	178	20	142	21	151	20	144	20	144
新甘泉	70	963	69	998	72	1,043	69	1,084	71	1,128
王秋	39	300	40	315	43	325	43	320	43	334
秋甘泉	45	191	44	177	36	156	35	164	35	161
その他		312		329		290		285		265
合計		3,592		3,433		3,316		3,268		3,232
経営体数	-	108	-	100	-	98	-	95	-	95

※経営体数は、梨の生産者数

(鳥取いなば農業協同組合)

(7) 柿の品種別栽培面積の推移

「西条」が最も多く栽培され、「花御所」がそれに続いています。早生柿の中でもトップクラスの品質を誇る「輝太郎」の栽培面積が増加傾向にあります。

しかし、生産者数は高齢化による担い手不足などの理由から、特に「西条」を中心に減少傾向にあり、合わせて栽培面積も減少傾向にあります。

柿の品種別栽培面積の推移

(単位:面積a)

品種	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	戸数	面積								
西条	158	3,210	147	3,024	138	2,717	129	2,426	124	2,333
花御所	91	1,266	89	1,251	91	1,254	88	1,230	86	1,216
富有	28	141	25	124	23	111	19	96	19	77
輝太郎	80	562	89	636	91	699	85	723	83	736
合計		5,179		5,035		4,781		4,475		4,362
経営体数	-	175	-	165	-	155	-	147	-	143

※経営体数は、柿の生産者数

(鳥取いなば農業協同組合)

(8) 農産物販売金額規模別経営体数の推移

経営体数について、平成27年と令和7年を比較すると466の経営体が減少しています。

販売金額については、50万円未満が39.4%と最も多く、次いで50万円から100万円未満までの割合が18.7%であり、販売なしから100万円未満の割合が69.4%となっています。

農産物販売金額規模別経営体数の推移

区分	経営体数	販売なし	50万円未満	50～100	100～300	300～500	500～1,000	1,000～3,000	3,000～5,000	5,000万円以上
H17	1,681	203 (12.1%)	741 (44.1%)	266 (15.8%)	328 (19.5%)	67 (4.0%)	53 (3.2%)	17 (1.0%)	3 (0.2%)	3 (0.2%)
H22	1,533	160 (10.4%)	746 (48.7%)	269 (17.5%)	252 (16.5%)	51 (3.3%)	31 (2.0%)	14 (0.9%)	4 (0.3%)	6 (0.4%)
H27	1,157	113 (9.8%)	609 (52.6%)	174 (15.0%)	180 (15.6%)	30 (2.6%)	27 (2.3%)	14 (1.2%)	3 (0.3%)	7 (0.6%)
R2	901	82 (9.1%)	425 (47.2%)	155 (17.2%)	139 (15.4%)	41 (4.6%)	27 (3.0%)	18 (2.0%)	3 (0.3%)	9 (1.0%)
R7	691	78 (11.3%)	272 (39.4%)	129 (18.7%)	113 (16.4%)	41 (5.9%)	24 (3.5%)	25 (3.6%)	1 (0.1%)	6 (0.9%)

※割合は小数点2位を四捨五入しており、合計数値が100%にならないこともあります。R7は概数値。(農林業センサス)

(9) 農業産出額（推計）の推移

農業産出額は、平成27年と令和5年を比較すると5億2千万円増加しています。内訳は、米が7千万円、花きが1億円、畜産が3億6千万円の増加であり、他の項目は増減したものの、令和5年に関しては同額で推移しています。

農業産出額(推計)の推移

(単位:千万円)

区分	農業産出額合計	米	野菜	果実	花き	畜産	その他
H27	274	82	44	79	11	53	5
H30	293	96	45	71	14	64	3
R1	321	98	49	70	19	77	8
R2	326	99	51	67	21	78	10
R3	305	82	48	68	20	77	10
R4	306	84	46	71	21	78	6
R5	327	89	44	78	21	89	6

※農林業センサス結果等を活用した市町村別農業産出額の推計結果。(農林水産省)

第2章 八頭町農業ビジョン（第3次）

1. 八頭町農業ビジョン（第2次）の総括

八頭町では、令和3年3月に「第2次八頭町農業ビジョン」（以下「第2次計画」という）を策定し、令和3年度から令和7年度までの5年間、持続可能な力強い農業を実現するため、認定農業者等の担い手の農業所得の向上と農業経営の安定を図りました。また、「動いて儲かる農業を実現するための生産基盤を強化していく」ため、水田営農及び果樹の振興に取組みました。

具体的には、米のブランド化やスマート農業の推進、小規模農家の支援、果樹経営モデル園の支援、果樹トレーニングファームなどの取組みを行いました。また、八頭町農業公社において、第2次計画の取組み支援と相談窓口としての農家支援を行いました。

2. 八頭町農業ビジョン（第3次）の計画策定の趣旨

政府は、令和7年4月、「新たな食料・農業・農村基本計画」を閣議決定し、水田政策の見直しの方向性を示し、その上で、生産性向上、付加価値向上や輸出の促進により農業経営の収益力を高め、農業者の所得の確保・向上を図るための具体的な施策を掲げました。くわえて、国民一人一人の食料安全保障の確保のため、物理的・経済的食品アクセスの確保、農産物・食品を消費者の皆様へつなぐ重要な役割を果たしている食品産業の発展に資する取組を位置づけました。

本町における農業を取り巻く状況は、農業従事者の高齢化や担い手不足、生産コスト上昇による農業所得の減少、遊休農地や鳥獣被害の増加など極めて深刻な課題が山積しています。

この現状を踏まえ、本町では、令和7年3月に「第3次八頭町総合計画・前期基本計画」を策定し、「未来をつなぐ 八頭のカ みんなで創る活力あるまち」の実現のため、農業の振興、人材の確保・育成等を推進しています。また令和7年3月に「第3期八頭町総合戦略」を策定し、「農業の担い手育成や生産性向上等を促進し、稼ぐ力を強化して、地域産業の持続的発展を図るとともに、良質な雇用の場の確保」に向けて取組むこととしています。

また、農業は、人間にとって必要不可欠な食料を生産・供給するという最も基本的な役割だけでなく、環境保全、景観維持、地域社会の活性化といった多面的な機能を持っており、この計画は、農業生産基盤を強化して生産性と収益性を向上させることと、担い手の確保・育成に対する支援を強化することで、本町の農業を未来に向けて活性化させ、前に進めていくことで「魅力ある稼げる農業」を実現し、豊かな地域資源を次の世代へと確実に継承していくよう、本町における農業振興の目指すべき方向を示す農業ビジョンを策定するものです。

3. 計画への取組体制

国の政策や県の施策（鳥取県農業生産1千億円達成プラン（令和7年3月改訂））を基軸におき、八頭町農業公社をはじめ関係機関と連携し、直面している課題の共通認識と解決に向けた方策について、的確に見極めながら柔軟かつ迅速に対応することはもとより、担い手の確保を重点施策として取組めます。

4. 計画の対象期間

令和8年度から5年間を対象期間として、5年後の令和12年度を最終の目標年度としますが、今後の情勢変化に応じて対策の追加、適宜計画の見直しを行います。

5. 農業振興施策

国・県の主要な補助事業(別表1)等を活用し、次のとおり推進していきます。

(1) 意欲のある新規就農者や認定農業者を支援し、持続可能な力強い農業を目指す

農業への強い意欲と情熱を持った新規就農者等や認定農業者の安定した生産基盤を構築するため、関係機関と連携して就農支援を強化し、持続可能な力強い農業を実現するため新規就農者や認定農業者の増大を図ります。また、農地所有適格法人への就業を支援します。

認定新規就農者等・法人等新規就農者の状況

区分	第1次 農業ビジョン	第2次 農業ビジョン						第3次 農業ビジョン
	平成28年度 ～令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	計	令和8年度 ～12年度
認定新規 就農者等	9人	0人	1人	3人	0人	3人	7人	10人
法人等新規 就農者	21人	4人	6人	11人	2人	3人	26人	20人

(八頭町産業観光課)

認定農業者の状況

区分	第1次 農業ビジョン			第2次 農業ビジョン			第3次 農業ビジョン	
	平成28年度	…	令和2年度	令和3年度	…	令和7年度	…	目標年度 令和12年度
認定農業 者数	28人	…	26人	27人	…	34人	…	39人

※表中の数字は、認定農業者の総数を示しています。

(八頭町産業観光課)

(2) 担い手の育成・確保を支援する

農業従事者の高齢化等による農家戸数の減少や担い手不足に対応し、農業経営の安定・発展を目指して個別の経営体や集落営農組織の法人化を加速し、持続的な農業経営を育成し、地域農業の維持発展を図ります。また、集落営農組織、農地所有適格法人等が行う共同利用施設や機械等の整備に係る経費を助成し、経営発展を支援します。

集落営農組織の状況

区分	第1次 農業ビジョン			第2次 農業ビジョン			第3次 農業ビジョン	
	平成28年度	…	令和2年度	令和3年度	…	令和7年度	…	目標年度 令和12年度
集落営農 組織数	10(4)組織	…	15(5)組織	15(5)組織	…	15(5)組織	…	18(5)組織

(八頭郡農業の概要)

※表中の括弧内の数字は、集落営農組織のうち農地所有適格法人の数を示しています。

(3) 水田営農の組織化を図り、継続的な発展を目指す

生産者の高齢化、また米の価格低迷等により、地域によって水田営農の取組状況に差が広がっています。小規模農家が共同で営農する集落営農に対して、組織化に向けた取組みや機械施設の整備、経営の多角化などを支援し、農業の継続的な発展と所得向上を図ります。

(4) 新技術の活用・導入によるスマート農業を支援する

ドローン、GPS付自動操舵田植機や圃場管理システム等を活用したスマート農業による省力化・効率化の実現に向けて支援します。

(5) 環境にやさしい農業を支援する

有機農産物及び特別栽培農産物の生産振興、また化学肥料・化学合成農薬の5割以上低減した上で、地球温暖化防止や生物多様性保全、脱炭素化に効果の高い営農活動を支援します。

(6) 有機農業を推進する

有機農業を本格的に推進し、生産から消費まで農業者が有機農業等に取り組みやすい環境を地域で一体的に整備します。

(7) 果樹の就農研修を推進する

果樹の栽培技術等を研修するトレーニングファームにより、果樹の担い手を確保・育成して就農を促進するとともに、産地維持と活性化を図ります。

(8) 果樹園整備を支援し、生産拡大を図る

果樹の経営モデル団地などの整備を支援します。また、抜群の糖度で人気の梨「新甘泉」、「王秋」などや、早生柿の中でもトップクラスの品種を誇る「輝太郎」の生産拡大を図ります。

(9) 園芸品目の振興を図る

野菜や花き等の園芸品目の振興を図るため、産地づくりや中山間地域における特産物の育成、大規模稲作農家の水稻から園芸品目への転換を支援します。併せて加工業務用野菜等の供給体制を整備します。

(10) 農業の生産額拡大や地域活性化を図る

農業生産の拡大や担い手育成を目指して、ブランディングなどの出口戦略を考えた農業経営の実現に取り組むとともに、農地維持などの地域活性化を図ります。

(11) 6次産業化への取組を支援する

農林水産物を使用した加工品づくりの施設整備や生産、加工、販売を行う6次産業化への取組を支援し、地域農産物の生産振興、地域経済の活性化を図ります。

(12) 農地維持管理活動等を推進し、遊休農地の解消を支援する

多面的機能支払交付金による農地維持管理活動等を推進し、新たな遊休農地の発生を防止するとともに、遊休農地の解消と農地の有効活用による生産力向上を目指します。

(13) 農地の基盤整備を支援する

農業生産基盤である用排水路などの整備及び補修並びに防災措置に係る対策を支援します。

(14) 野生鳥獣から農地を守る取組を支援する

野生鳥獣の農地等への侵入を防ぐ対策や個体数を減らす対策等を支援します。

(15) 畜産農家の生産拡大等の取組を支援する

畜産農家の乳用牛・肉用牛の改良、増頭等の取組みを支援します。

(16) 定年帰農者の地域農業への参加を支援する

定年退職して農業に従事する定年帰農者が、集落営農や農地維持を支えるための地域農業への参加を支援します。

(17) 農地利用の適正化を推進する

町、農業委員会、JA、農地中間管理機構、県で組織する八頭町人・農地チームが、集落での人・農地の話し合いを推進し、各地域の農地利用の目標である地図となる地域計画のブラッシュアップを進めるとともに、担い手の農地利用の意向に沿った農地の集積・集約や遊休農地の解消等、農地利用の適正化を推進します。

<別表1>

国・県の主要な補助事業一覧

項目	事業名	事業概要
(1) 新規就農 (自営就農)	就農条件整備事業	認定新規就農者が就農時及び就農から5年以内に必要な機械、施設等を整備する場合に助成。
	経営発展支援事業	認定新規就農希望者が就農後の経営発展に必要な機械、施設等を整備する場合に助成。
	経営開始資金	認定新規就農者の就農直後の経営確立を支援するため最長3年間資金を交付。
	就農応援交付金	認定新規就農者の就農初期(最長3年間)の運転資金等を支援するため交付金を交付。
	親元就農促進支援交付金	認定農業者等が、将来経営を移譲する予定の3親等以内の親族に対し、栽培技術や経営ノウハウ等の研修を実施する場合に支援。
(2) 担い手 (経営発展)	ともに目指す！担い手強化支援事業	農業者等が作成した規模拡大、売上高アップ等に係るプラン(営農計画)の達成のために行う取組みに対し、必要な経費の一部を助成。
	農地利用効率化等支援事業	地域計画に位置づけられた経営体や農地条件等の不利な地域で意欲のある集落営農組織、農業生産法人等が行う施設・機械等の整備に係る経費を助成。
(2) 担い手 (農地集積)	機構集積協力金交付事業	担い手への農地集積・集約化を推進するため、農地中間管理機構にまとめて農地を貸し付けた地域を支援。
(3) 水田営農 (集落営農等)	集落営農体制強化支援事業	集落営農組織に対して、営農の維持・発展に必要な機械施設等の整備や、人材確保に向けた取組みを支援。
	中山間地域を支える水田農業支援事業	中山間地域で水田農業の維持・発展に必要な機械導入等を支援。
(4) スマート農業	農業生産拡大に向けたスマート農業推進事業	農業の省力化や技術継承等に向けてスマート農業技術の推進等の取組みを支援。
(5) 減化学肥料 減農薬	環境保全型農業直接支払対策事業	販売農家等が化学肥料・化学合成農薬を5割以上低減する栽培を行い、かつ地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を行う場合、取組面積に応じて交付金を交付。

(6) 有機・特栽	鳥取県みどりの食料システム戦略推進事業	有機農業の生産を開始するにあたり必要な経費を支援。
	鳥取県有機・特別栽培農産物生産技術支援事業	有機的管理で使用する機器購入費、栽培技術の習得のために必要な経費支援。
(7) 果樹研修	地域で育てる新規就農支援事業	新規就農希望者に対する技術習得研修や、研修に必要な施設整備等を支援。
(8) 果樹 (梨・柿等)	鳥取梨生産振興事業	JA、生産組織認定農業者等が梨「新甘泉」等の植栽や果樹園整備気象災害対策を行う経費の一部を助成。苗木を植栽した生産者に奨励金を交付。また、共同利用する農業機械の導入経費を補助。
	鳥取柿ぶどう等生産振興事業	JA、生産組織認定農業者等が柿「輝太郎」、ぶどう等の植栽や果樹園整備気象災害対策を行う経費の一部を助成。苗木を植栽した生産者に奨励金を交付。また、共同利用する農業機械の導入経費を補助。
	戦略的スーパー園芸団地整備事業	「新甘泉」等を主体とした果樹団地を戦略的に整備し、新規就農者等の担い手の参入を支援。
(9) 園芸 (園芸品目等の振興)	鳥取県産地生産基盤パワーアップ事業	生産体制の強化や集出荷機能の改善に向けた取組みに対し、ソフト・ハードを一体的に支援。
	主要園芸品目生産振興事業	主要園芸品目の産地強化のため、省力化・効率化等に必要な機械導入、収量向上・品質安定のための基盤整備などを総合的に支援。
(10) 地域農業 (農業活性化)	ともに目指す！産地強化支援事業	地域農業の活性化や主要品目の産地強化等に係るプランを作成し、その達成に向けた取組みを支援。
(11) 6次産業化	もうかる6次化・農商工連携支援事業	6次産業化のための試作、マーケティング、取組みを行う経費の一部を助成。
	鳥取県6次産業化関連事業交付金	地域の様々な事業者等が連携して行う6次産業化事業の施設整備等の経費の一部を助成。
(12) 遊休農地対策・農地保全	中山間地域等直接支払交付金事業	生産条件が不利な中山間地等の集落の農業者等が町と協定を締結し、5年以上農業を続ける場合、対象となる農用地の農地区分や傾斜、面積に応じて交付金を交付。
(12) 遊休農地対策・農地保全	多面的機能支払交付金事業	町と協定を締結した活動組織等が農地・農業用水等の保全向上活動や農業用水路等の補修・更新を行う場合、区域内の農用地の農地区分や面積に応じて交付金を交付。
(13) 基盤整備	しっかり守る農林基盤交付金	小規模な農林業生産基盤の整備及び補修並びに防災措置に係る事業を行う場合、必要な経費の一部を助成。
	農地中間管理機構関連農地整備事業	農地整備による大区画化、水路農道の整備。
	農地耕作条件改善事業	区画拡大や暗渠排水等の耕作条件の改善を機動的に実施するとともに、高収益作物への転換に必要な取組みを支援。
(14) 鳥獣対策	鳥獣被害総合対策事業	野生鳥獣の農地等への侵入を防ぐ対策や個体数を減らす対策等を行う場合、必要な経費を助成。
(15) 畜産	鳥取県和牛振興計画推進事業	優良和牛繁殖雌牛及び肥育素牛の保留や増頭に対する

6. 重点取組

「第3次八頭町総合計画」及び「第3期総合戦略」の取組の実行に向け、農業の担い手育成や生産性向上等を促進し、稼ぐ力を強化して、地域産業の持続的発展を図るとともに、良質な雇用の場の確保に取り組みます。また、本町の農業を未来に向けて活性化させ、前に進めていくことで「魅力ある稼げる農業」を実現し、豊かな地域資源を次の世代へと確実に継承していくため、水田営農及び果樹の振興を次のとおり重点的に取組みます。

(1) 水田営農振興

ア. 有機農業・米のブランド化と基盤整備等の取組

有機農業・米のブランド化への栽培技術の向上・販路開拓をはじめ、生産者全体の品質食味の向上のため、土壌改良剤の積極的な施用と施肥法・水管理の改善、適期刈取の徹底等栽培技術の向上を図ります。

大規模農家等の経営改善のためには収量向上と低コスト技術の導入が必須であることから、スマート農機導入による作業の効率化等の取組みを推進します。また、農地の集積・集約を推進するとともに、農地中間管理機構関連農地整備事業等の活用により、農地の大区画化や水路・農道の整備を進めることで水稻や転作作物の収益性の向上を図ります。

〈取組〉

- 有機農業や米のブランド化による有利販売等を推進する取組みを支援します。
- スマート農業等による作業効率の向上の取組みを支援します。
- 小規模農家や集落営農組織による機械購入等を支援します。
- 地域計画のブラッシュアップを行い、農地利用の適正化を図ります。
- 農業水利施設の長寿命化や営農効率向上のための大区画化等農業基盤の整備を推進しま

イ. 野菜の生産性向上に向けての取組

野菜等の安定生産・有利販売に向けた取組みを行うとともに、高収益作物の生産体制の整備を支援します。また、補助事業を活用し畑作転換に必要な給排水対策等を推進し、生産性と品質の向上を図ります。

〈取組〉

- 白ねぎを中心とした高収益作物の生産拡大を推進します。
- 高収益作物の品質向上と増収に向けて大学連携により調査研究を行います。
- 水田の畑地化に向けた給排水対策等を進めるための機械導入を支援します。
- 堆肥を活用した土づくりなど有機・特別栽培を推進します。

(2) 果樹振興

ア. 技術の伝承に向けての取組

産地の維持発展となるよう、スマート農業等を推進するとともに、果樹トレーニングファーム等果樹の担い手の確保・育成を図るための研修や栽培体験会を行います。GI登録された「こおげ花御所柿」をはじめ果樹産地の活性化を図ります。

〈取組〉

- 果樹トレーニングファームにより就農研修生を確保・育成します。
- スマート農業等の機械化による作業の効率化・省力化を推進します。
- 「こおげ花御所柿」をはじめとする果樹のブランド推進、販路開拓を支援します。

イ. 圃場の継承に向けての取組

果樹園をやめようとしている者の果樹園を引継ぎ整備し、新規就農者が農業収入を得やすい環境となるよう圃場の確保を図ります。また、新規就農者をはじめ多様な担い手が入植できる果樹トレーニングファーム関連団地や経営モデル園等の整備を進め、生産基盤の強化に向けて支援します。

樹園地の老木化により生産性が低下していることから、新品種などへの早期改植を支援します。また、果樹の育成期間に係る支援を行います。

〈取組〉

- 優良園の中間管理に係る経費の一部を支援します。
- 果樹トレーニングファーム関連団地の整備を支援します。
- 新品種への改植・新植など果樹経営モデル園(団地)の整備を支援します。
- 果樹の新植・改植に係る育成奨励金を支援します。

(3) 共通

ア. 農地利用の効率化への取組

八頭町農業公社において、農地情報を担い手等に提供するとともに、農地利用の集約化や担い手間の調整を行います。また、農業委員会と連携し農地情報管理等を担い、農家の農地に対する意向などを把握し、担い手への農地集積が円滑かつ計画的な推進となるよう業務等を行います。

〈取組〉

- 農地や樹園地のデータベース情報により中間管理や農地の集積・集約化を行います。
- 集落営農等の組織化・法人化を支援します。
- 営農や農機具等の相談窓口として農家を支援します。

イ. 環境負荷の少ない農業への取組

有機農業を推進し、生産から消費まで農業者が有機農業に取り組みやすい環境を地域で整備します。また、環境負荷低減対策を図り、次世代に豊かな自然と食と農業を引き継ぐよう、環境にやさしい農業を目指します。

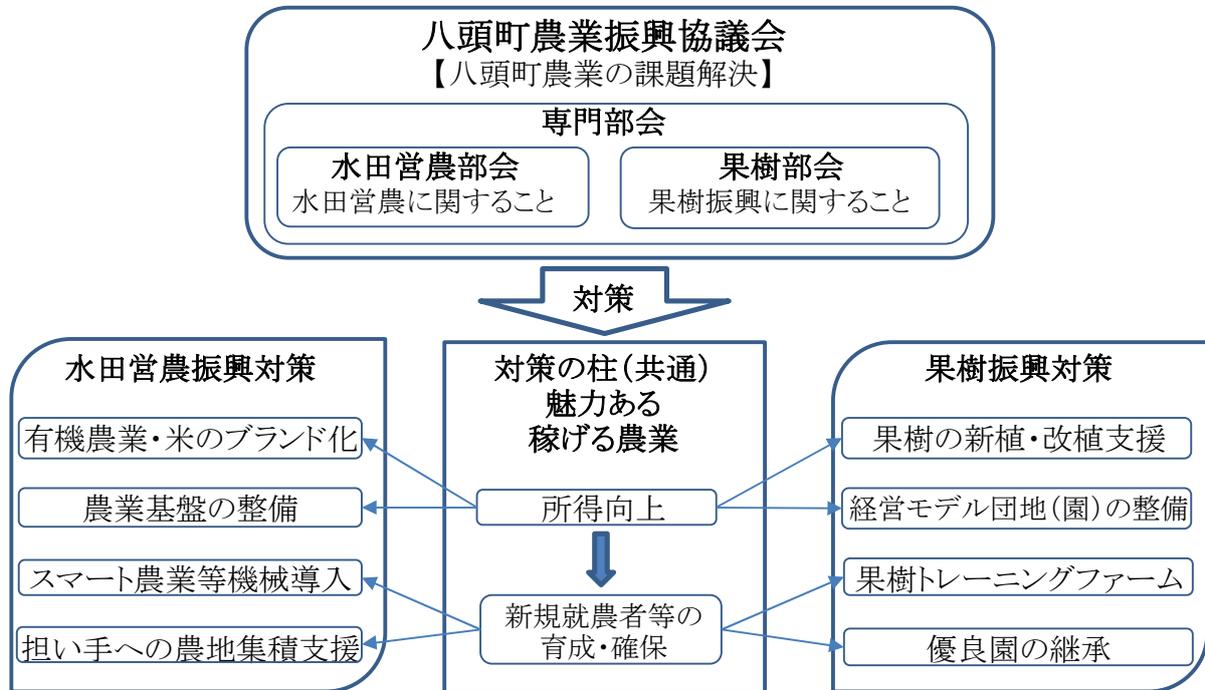
〈取組〉

- 有機農業者の増加、有機農業面積の拡大に向けて支援します。
- 温室効果ガスの削減等に向け、果樹の剪定枝の炭化による効果を検証します。

〈別表2〉
主な事業プラン

項目	事業名	事業概要
(1) 水田営農振興	八頭町産米ブランド化推進事業	八頭町産の米のブランド化に向けた調査研究や販路開拓、販売資材の作成などの取組経費を助成。
	八頭町有機農業推進事業費補助金	生産から消費まで一貫して有機農業を推進する取組み等の費用を助成。
	八頭町小規模農家等機械購入支援事業	小規模農家等の農業用機械の購入費用を助成。
	八頭町農耕用免許取得推進事業	農作業の安全性向上のため、農業者の農耕用免許取得に係る費用の一部を助成。
	地力増進作物等奨励事業	地力増進作物の作付けにより農地維持、連作障害の回避、地力増進等を行う農業者へ奨励金を交付。
(2) 果樹振興	果樹育成促進対策事業	果樹の苗木を新植・改植した場合の育成経費に対し、育成奨励金を交付。
	販路開拓広報支援事業	果樹の販路開拓のためのPR活動に要する費用を助成。
	果樹トレーニングファーム関連団地事業	果樹トレーニングファーム関連団地の整備に要する費用を助成。
	果樹優良園維持管理事業	廃園予定の果樹優良園を、次の担い手へ継承するまでの間、果樹グループで維持管理する経費を助成。
	果樹経営モデル団地(園)整備事業	果樹栽培の先進的な経営モデル団地(園)を整備する費用を助成。

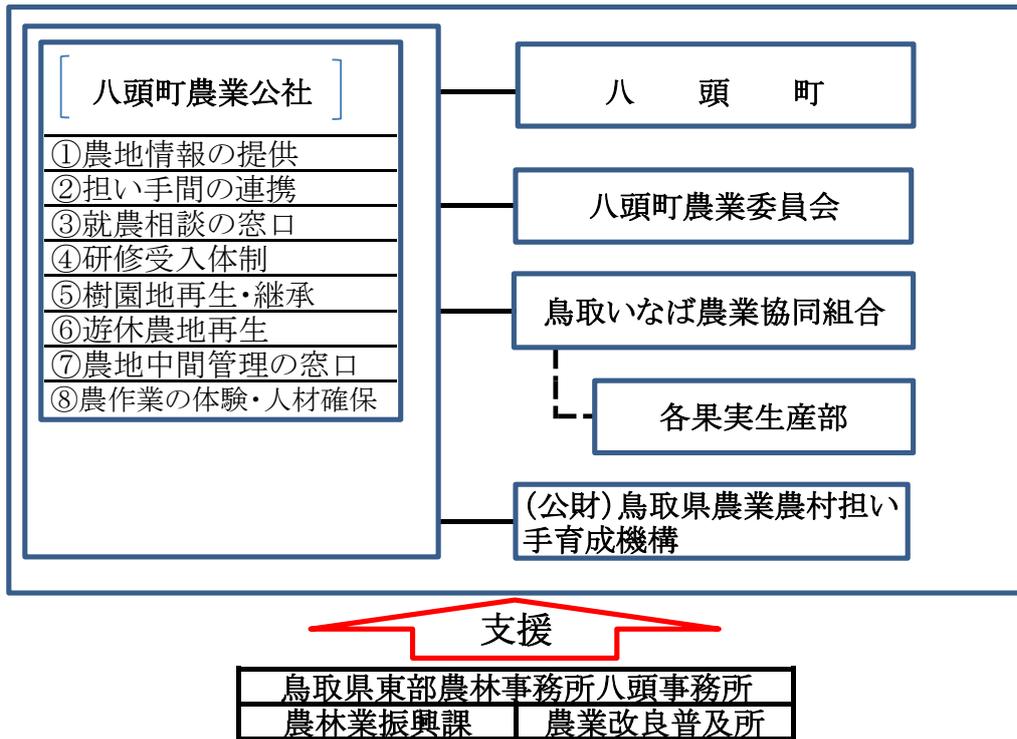
(4) 農業振興対策のフロー図



● 八頭町農業振興協議会・専門部会(水田営農部会、果樹部会)

八頭町農業を総合的に振興するための組織であり、農業団体に属する者、農業者を代表する者、関係行政機関の職員で組織。(八頭町農業振興協議会設置規則第1条、第3条、第8条)

(5) 対策の実施体制



● 八頭町農業公社の役割

農業の担い手不足や高齢化の進展、農地の遊休化が深刻な問題となっている現状のなか、八頭町農業公社が関係機関と連携しながら農業ビジョンの取組みを支援し、農業振興に取り組ま

① 農地情報の提供

八頭町農業委員会と連携を図り、農地情報を一元的に管理・提供し、農地貸借等の円滑化を図る。

② 担い手間の連携

認定農業者等の組織化と連携を強化して、農地利用や作業受委託等の調整を図ることで、労働力不足の解消や農業機械の過剰投資を抑制する。

③ 就農相談の窓口

新規就農者等からの相談窓口となって、研修生や受入先双方のサポートを行うことで、本町での就農を希望する者を県内外から確保する。

④ 研修受入体制

関係機関と連携して就農を希望する者が本町内の先進農家等で実践研修できる体制を強化することで、本町農業の担い手としてふさわしい人材として育成する。

⑤ 樹園地再生・継承

各果実生産部と連携して、優良園等のリストアップ及び経営継承の促進、経営モデル団地等の整備及び入植者募集、防除作業の受委託体制の強化等を行う。

⑥ 遊休農地再生

大規模法人等と連携することによって、担い手による利用が見込める農地の再生及び保全管理を行う体制を強化する。

⑦ 農地中間管理の窓口

農地中間管理機構からの業務受託により、本制度を活用しようとする出し手農家・受け手農家双方の利便向上を図る。

⑧ 農作業の体験・人材確保

関係機関と連携して、農作業での労働力不足を解消するために、農業未経験者や働き手を確保・活用する。

● 八頭町農業公社と関係機関の関わり

① 八頭町の関わり

八頭町農業公社の運営に関わる経費及び人的支援を行う。
農業振興に関する補助事業等の活用について指導・助言を行う。

② 八頭町農業委員会の関わり

八頭町農業公社と農地情報を共有化し、農地利用・農地保全を推進する。

③ 鳥取いなば農業協同組合の関わり

八頭町農業公社の人的支援を担う。
米のブランド化や野菜・果実の有利販売を促進する。

④ 各果実生産部の関わり

八頭町農業公社と連携して果樹の新規就農者への栽培技術指導等を行う。
優良園の継承及び果樹経営モデル園等の生産基盤強化に取り組む。

⑤ (公財)鳥取県農業農村担い手育成機構の関わり

八頭町農業公社を窓口として、農地中間管理事業の推進を図る。

⑥ 鳥取県東部農林事務所八頭事務所の関わり

農業振興に関する補助事業等の活用について指導・助言を行う。(農林業振興課)
農業経営改善や栽培技術等の指導・助言を行う。(八頭農業改良普及所)